

理 由 書

今治市は、平成 17 年の今治市及び越智郡 11 ヲ町村の合併に伴い、行政区域内に 4 ヲ所のごみ処理施設を所有することとなった。施設の中には、昭和 63 年稼働の今治ごみ焼却場（今治クリーンセンター）等、施設の老朽化が進行しており、また、島嶼部の小規模なごみ処理施設は、環境負荷の面、経済的な面において効率的な運営が難しくなっている。

そのため本市では、施設の更新の必要性、環境負荷の低減、リサイクルの推進、熱エネルギーの効率的回収及び財政負担の低減等を総合的に考慮した結果、現在の 4 つのごみ処理施設を集約し、最新の技術を備えた新しいごみ処理施設を整備することとなった。当施設は、将来に亘って環境に最大限配慮した持続的かつ効率的なごみ処理システムの構築のための基幹施設として、また、総合的な環境教育の中核施設として位置づけられるものであり、今後の公共の福祉の増進及び公衆衛生の向上を図るため、「今治市クリーンセンター」を追加しようとするものである。